

広島県告示第二百二十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定によつて、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する要措置区域

東広島市高屋町郷六八五番五の一部、六八五番六、六八五番八の一部、六八五番一八、二一九番一の一部、二一九番二及び二一九番三の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一 ジクロロエチレン、シス 一・二 ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一 ジクロロエチレン、シス 一・二 ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

四 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第五の一の項の中欄に規定する地下水の水質の測定

規則別表第五の二の項の中欄に規定する原位置封じ込め又は遮水工封じ込め